

米沢市移住支援金制度について



移住支援金制度とは？

米沢市への移住・定住の促進および中小企業等の人手不足解消を図るため、東京圏から米沢市に移住した方が、マッチング支援対象の求人（＝JOB山形※求人サイト）に就業した場合又はテレワーク移住した場合や、山形県地域課題解決型創業助成金（＝起業支援金）の交付決定を受けた方を対象に支援をするものです。

移住支援金の対象となる方

・移住前の要件・ （注）まずは前提要件として、次の① or ② に該当している必要があります。

①

米沢市に住民登録をする直前の1年以上、
「直近10年間のうち通算5年以上」
東京23区に在住していた方

②

米沢市に住民登録をする直前の1年以上、
「直近10年間のうち通算5年以上」
東京圏に在住＆東京23区に通勤していた方。
（東京圏：埼玉・千葉・東京・神奈川の一部地域除く
（通 勤：雇用者・経営者も可。）

※「在住」とは、住民票を移していることをいいます。

※東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業等へ就職した方はその通学期間も対象期間に加算することができます。
（経営者の方は通学期間を対象にできません。）

・移住後の要件・ ※上に該当する方で、下の①～④のいずれかに該当する必要があります。

① 就職の場合	山形県が運営する求人サイト「JOB山形」に掲載がある求人に就職する場合 （注）求人への応募日が、上記サイトに掲載された日以降で、3親等以内の親族が代表者等の経営を担う法人への就業でないことが条件です。詳細はJOB山形のサイトをご覧ください。
② テレワークの場合	移住前に行っていた業務（直近の通勤先の業務）を、移住後にも引き続きテレワークで行う方。（移住前と移住後で同様の業務である必要があります。）
③ 起業の場合	令和7年度山形県地域課題解決型創業支援事業助成金（＝起業支援金）の交付決定を受けている方が対象です。この支援金に関しては、米沢商工会議所へご相談ください。
④ 関係人口に該当する場合	右の(1)と(2)のどちらにも該当する方が対象です。 （1）【支給対象の要件】 ※①～④のどれかに該当し、転入前に米沢市の移住相談窓口or移住関連イベントにて、1回以上移住相談を行った方 ① 米沢市出身の方or三親等以内の親族が米沢市に住んでいる方 ② 米沢市に通算1年以上在住または勤務した経験がある方 ③ 過去10年以内に米沢市へふるさと納税をしたことのある方 ④ 転入前に本市のおためし暮らしに参加したことのある方 （2）【地域の担い手確保の要件】 ※以下のいずれかに該当 ・農業、林業への従事 ・伝統産業への従事 ・家業への就業（三親等以内の親族が営む事業） ・市内に本社がある企業への就職 ・空家を活用した地域貢献活動に従事すること

補助金の額について

- （1）単身世帯：60万円
- （2）2人以上の世帯：100万円＋18歳未満の御家族人数×100万円

※米沢市に住民登録をする前から申請時点まで、同一世帯であることが必要です。

申請方法・必要書類について

- （1）交付申請書（様式第1号）
- （2）添付書類

・申請者全員の提出が必要なもの・

- ① 申請者の写真付きの身分証明書
- ② 住民票の写し（世帯員全員のもの）
- ③ 米沢市に住民登録をする前の住民票の除票の写し
※米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち通算5年以上、かつ米沢市に住民登録をする日の前日まで引き続き1年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことを証するもの。
- ④ 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関・支店・口座種類・口座番号・店番号・名義人等の情報が確認できるもの）
- ⑤ 納税証明書（転入前の居住地のもの及び、本市が発行するもので、申請者及び配偶者のもの）

・該当する要件により必要となるもの・

- ☒ 東京圏から23区に雇用保険の被保険者として通勤していた方
» 東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等
- ☒ 東京23区内の大学等へ通学していた場合※卒業後雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ
» 東京23区の大学等の卒業証明書等（就学期間が分かるもの。）
- ☒ 東京圏から東京23区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ
» 開業届出済証明書等
個人事業等の納税証明書
- ☒ 左面 『①就職に関する要件』で就業した方
» 申請者の就業証明書（様式第2-1号）※別途お渡しします
- ☒ 左面 ②テレワークで継続して業務をする方
» 申請者の就業証明書（様式第2-2号）※別途お渡しします
- ☒ テレワーク申請の法人経営者の方
» 履歴事項全部証明書の写し等
- ☒ テレワーク申請の個人事業主の方
» 開業届出済証明書の写し
開業・廃業等届出書の控えの写し等
業務の取引に係る業務委託契約書、注文書（発注書）
または、注文請書（受注書）の写し等
- ☒ 起業の場合
» 起業支援金の交付決定通知書の写し（山形県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方）

関係人口要件の場合

- » (1)の①：戸籍全部事項証明書 or 戸籍の一部事項証明書
- (1)の②：本市での勤務を証する就職証明書
- (1)の③：ふるさと納税証明書
- » (2)の1：農・林業への従事を証する就業証明書
- (2)の2：伝統産業への従事を証する就業証明書
- (2)の3：家業への就職を証する就業証明書
- (2)の4：市内に本社のある企業への就職を証する就業証明書
- (2)の5：空き家利活用＆地域貢献活動を証する証明書

➡事業の確認のため、移住担当が現地にお伺いします

令和7年度 米沢市移住支援事業費補助金

申請のステップについて



- 1・移住前に、移住窓口へ相談する
- 2・制度の説明を受け、申請書類を受け取る
- 3・必要書類を全て揃え、地域振興担当へ提出



移住支援金を申請して交付決定を受けた場合、毎年5年間、就業証明書と住民票の写しを提出していただきます。
米沢市から転出した場合や、仕事を辞めた場合、支援金の返還となる場合があります。